

公の施設の指定管理者の指定の件（老人休養ホーム）

令和元年（2019年）11月28日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

札幌市保養センター駒岡

2 公の施設の位置

札幌市南区真駒内

3 指定管理者

札幌市中央区大通西19丁目1番1

社会福祉法人札幌市社会福祉協議会

会長 福迫 尚一郎

4 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

（理 由）

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、保養センター駒岡の指定
管理者を指定するため、本案を提出する。